

## 災害時におけるLPガス供給等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と 一般社団法人山梨県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者等を支援するために必要となるLPガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化ガス等（燃烧器など必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定める。

### （要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合に、乙に対して、LPガス等の供給を要請できるものとする。

（1） 災害時に、県内市町村から甲に対し、LPガス等の供給のあっせんを求められたとき、又は甲自らが調達が必要を認めるとき

（2） 県外の災害時に、国又は他の都道府県から甲に対し、LPガス等の供給に関する支援の要請があったとき

2 甲は、前項に定めるものの他、一般消費者等に係るLPガス等の保安の確保及びLPガス等の供給のために必要な業務を要請できるものとする。

3 甲は、前項の要請にあたっては、乙に対して、別紙1により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請したうえで、事後に文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかに協力を実施するものとする。

2 前項の規定により供給したLPガス等について、使用者が、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

3 乙は、前条の協力を実施したときは、別紙2により甲へ実施状況を報告するものとする。

### （費用の負担）

第4条 第3条の協力を要する費用（人件費を除く）は、甲が負担する。ただし、甲が県内市町村からの要請に基づきあっせんした場合は、供給等を受けた市町村が費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、別紙2に基づき、災害時前における適正価格を基準として甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

(情報交換等)

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びL P ガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、災害時において、県内のL P ガス販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況について、甲へ情報提供するものとする。

(協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月 日

甲 山梨県  
代表者 山梨県知事 横内正明

乙 一般社団法人 山梨県エルピーガス協会  
会長 望月喜浩

一般社団法人山梨県エルピーガス協会長 殿

山梨県知事

## L P ガスの供給要請について

このことについて、「災害時における L P ガス供給に関する協定書」第 2 条第 2 項の規程により、以下のとおり L P ガスの供給を要請します。

項 目	内 容
L P ガス供給に関する 要請内容	
供給開始希望日	年 月 日
現地責任者連絡先 (施設管理者)	所 属 :
	職・氏名 :
	電 話 :
県責任者連絡先	所 属 :
	職・氏名 :
	電 話 :

別紙 2

山梨県知事 殿

### LP ガス供給報告書

項 目	内 容
供給場所	
LP ガス等設置内容	
供給開始日	年 月 日
供給業者(会員)名	販売店名：
	担当者名：
	電 話：
備考	

上記のとおり報告します。

年 月 日

一般社団法人山梨県エルピーガス協会

会 長